

令和2年1月23日 防災会議

津波災害警戒区域の指定に関する神奈川県の変向について

1 概要

令和元年12月24日に神奈川県から(1)~(4)のとおり記者発表が、令和元年12月19日に「令和元年度神奈川県津波対策推進会議」が(5)の通り行われた。

- (1) 小田原ブロック(小田原市、真鶴町及び湯河原町)を。モデル地域として調整を進めていたが、8月から11月に3市町で住民説明会を開催し、各市町長への意見聴取等の結果同意が得られたため、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)に指定した。
- (2) これにより、警戒避難体制の整備として、地域防災計画の拡充(法第54条)、津波ハザードマップの作成(法第55条)、避難施設の指定(法第56条)、避難確保計画の作成(法第71条)が進められる。
- (3) 警戒区域指定により土地利用や開発行為等に新たな規制はかからないが、警戒区域内にある宅地や建物の売買等及び賃借等について、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となる。
- (4) 警戒区域には、津波浸水想定(浸水深)に建築物等への衝突による津波の推移の上昇を考慮した値を加えて定める「基準水位」を表示する。
- (5) 今後小田原ブロックの警戒区域の指定の成果を全県に広げていく。令和2年度の区域指定の考え方は、令和2年3月に決定する。

2 警戒区域指定の主な効果

(1) 基準水位の明示

津波からの避難場所の高さが明確化し、ハザードマップ等で広く周知できることで、的確な避難行動につながる。

(2) 避難確保計画の作成・訓練が義務化

要配慮者施設等(学校、社会福祉施設等)の避難確保計画の作成・訓練が義務化することで、要配慮者及び支援者の的確な避難行動につながる。

(3) 指定避難施設等の指定・容積率の緩和

警戒区域内で、津波に対し安全な構造かつ基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、市は管理者の同意を得たうえで指定避難施設として指定できる。また、基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等は、建築審査会の同意不要で特定行政庁の認定により容積率を緩和できる。

3 今後の市の対応

小田原ブロックの警戒区域指定の効果を注視し、引き続き近隣市町との情報共有を図る。今後も動きがあれば、迅速に情報提供をしていく。

津波災害警戒区域等の概要

- 都道府県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域に指定(任意)。
- また、都道府県は、津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為・建築の制限をすべき区域を津波災害特別警戒区域に指定(任意)。

津波浸水想定の設定・公表 [都道府県: 義務]

- 基本指針に基づき、浸水想定設定のための基礎調査(陸域・海域の地形、地質、土地等の調査)を実施
- 基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合の浸水の区域と水深を設定・公表

津波災害警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ関係市町村の意見を聴取
- 津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき区域と基準水位を指定・公表

津波災害特別警戒区域の指定・公表 [都道府県: 任意]

- あらかじめ区域の案を公告・縦覧
- 住民等の意見を添えて、関係市町村の意見を聴取
- 津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為、建築等を制限すべき区域を指定・公表

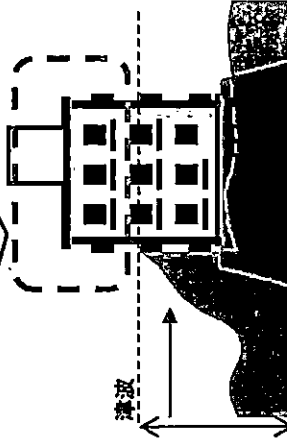
条例で定める区域の設定 [市町村: 任意]

- あらかじめ都道府県と協議
- 津波特別警戒区域のうち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を設定

警戒区域指定による効果

※基準水位:
津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定める

避難場所の高さが明確化



地域防災計画の
拡充(警戒区域における警戒避難体制に関する事項を明記)

市町村による
津波ハザード
マップの作成

民間施設等
の避難施設
の指定等

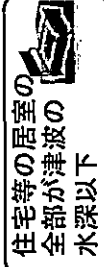
特別警戒区域指定による効果



- ・要配慮者利用施設の居室の床面の高さが基準水位以上に制限
- ・要配慮者利用施設の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

条例による区域設定による効果

条例で定めた施設・用途について、要配慮者利用施設と同様の制限・規制



住宅等の居室の
全部が津波の
水深以下



住宅等の居室の
一部が津波の
水深以上

津波災害警戒区域等の指定

基本指針 (国土交通大臣)



「津波災害警戒区域」

イエローゾーン = 警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には、土地利用や開発行為等に制限はかかるとはならず、指定から取り外しは、国土交通省の同意が得られる。また指定にあたっては、国庫等向けへの重要施設等の手配が重要

「津波災害特別警戒区域」

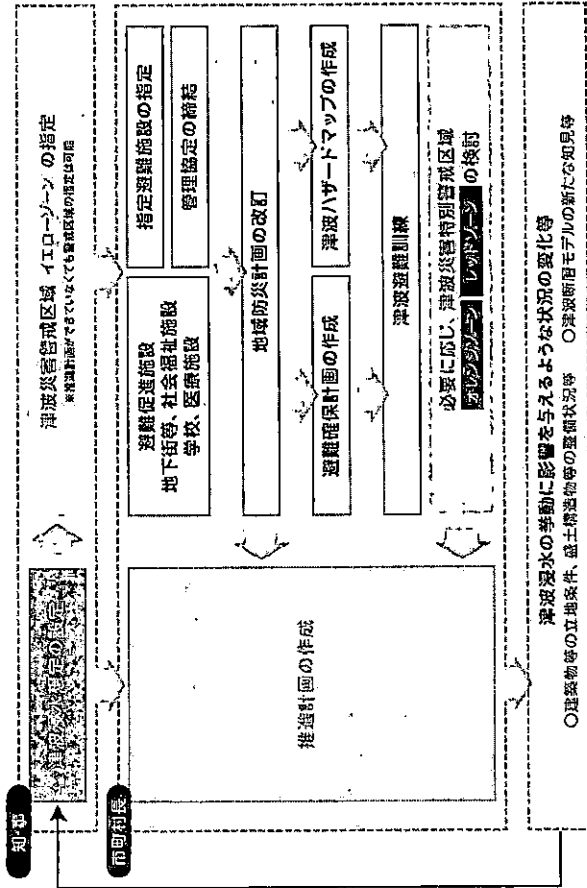
レッドゾーン = 土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為」建築を制限すべき区域

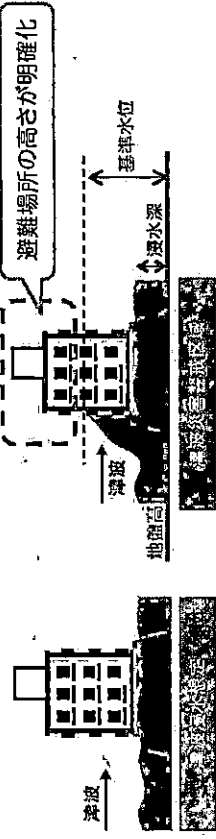
○社会福祉施設、病院、学校については、その用途に適合することもある。
 ※上記の制限が適用されていない場合は、国土交通省の同意を得る必要がある。
 ※指定にあたっては、国庫等向けへの重要施設等の手配が重要

市町村単位で定められた区域について、住民等の移住を奨励することができる **レッドゾーン**

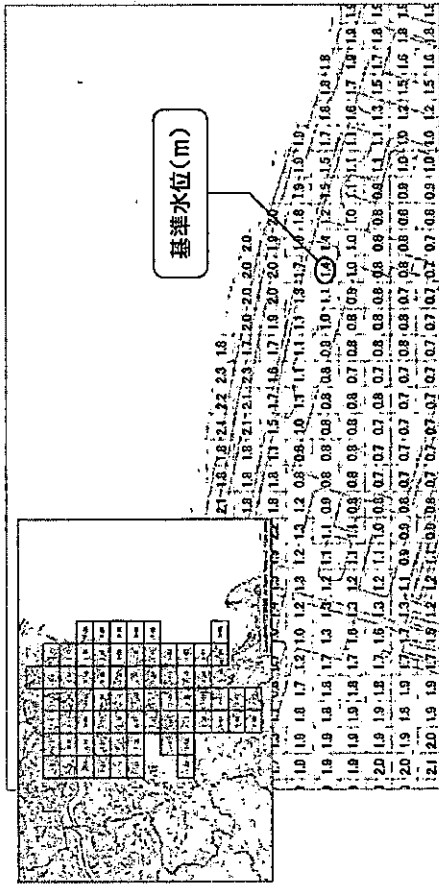
津波災害警戒区域指定等の流れ



津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



津波災害警戒区域の指定事例



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に

- 津波から避難する上で有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- 基準水位を想定していない場合、避難所は「浸水深+2階」に設置が必要(消防庁指針)

浸水深想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
基準水位	0.6m	1.7m	6.5m
避難水位を自衛とし、木村厚部	防溺屋 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来の、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上

出典: 国土交通省ウェブサイト (<http://enshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>)

津波災害警戒区域内に開発規制はありません
津波浸水想定にあわせて指定可能です

津波災害警戒区域の指定について

1 小田原ブロックにおける津波災害警戒区域の指定について

県では、平成 31 年 3 月に策定した津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）の指定に向けた県の方針に基づき、区域指定を進める意向がある小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）をモデル地域として、指定に向けた調整を進めてきました。

これまで、8 月から 11 月に 3 市町で住民説明会を開催し、その後、各市町長への意見聴取等を行い、同意が得られましたので、このたび、小田原ブロックを警戒区域に指定します。

2 津波災害警戒区域について

津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）では、県知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、警戒区域として指定することができるとしています。

3 警戒避難体制の整備

(1) 地域防災計画の拡充（法第 54 条）

市町は、地域防災計画に、避難場所及び避難経路、避難訓練等、警戒避難体制に関する事項を定めます。

(2) 津波ハザードマップの作成（法第 55 条）

市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項等を記載したハザードマップを作成します。

(3) 避難施設の指定（法第 56 条）

警戒区域内に存する施設で、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、市町は管理者の同意を得て、指定避難施設として指定することができるようになります。

(4) 避難確保計画の作成（法第 71 条）

地域防災計画で定められた要配慮者利用施設等では、避難確保計画を作成し、同計画に基づく避難訓練を行うこととなります。

4 その他

警戒区域指定後、土地利用や開発行為等に新たな規制はかかりません。

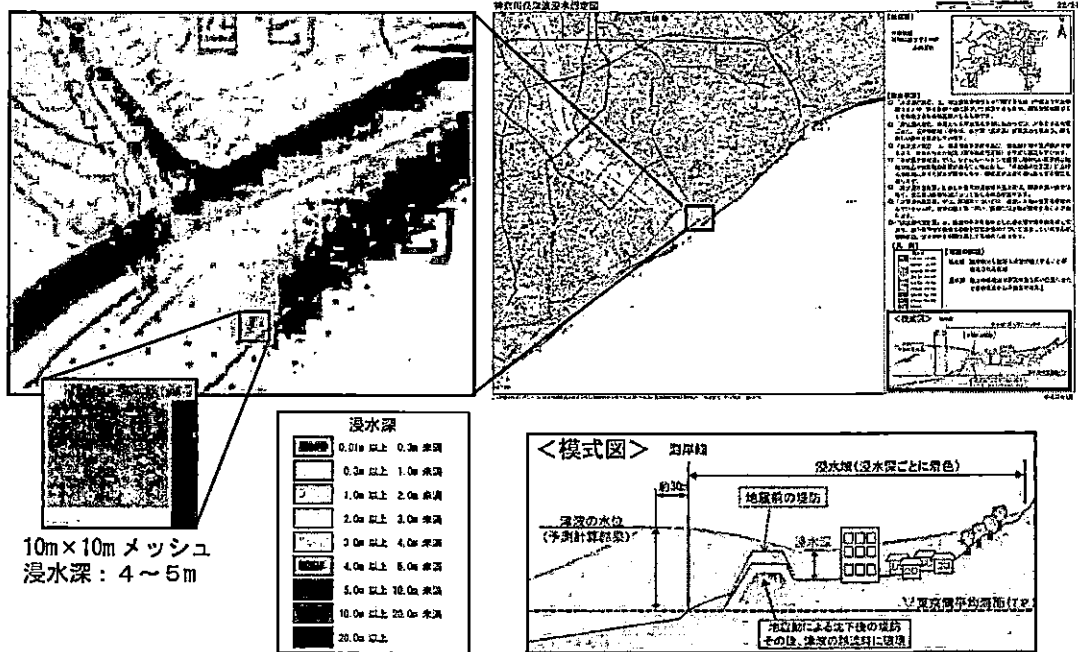
ただし、警戒区域内にある宅地や建物の売買及び貸借等については、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。

○ 津波浸水想定（法第8条）

津波浸水想定は、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、最大クラスの津波で想定される浸水の区域と水深を平成27年に県が設定しています。

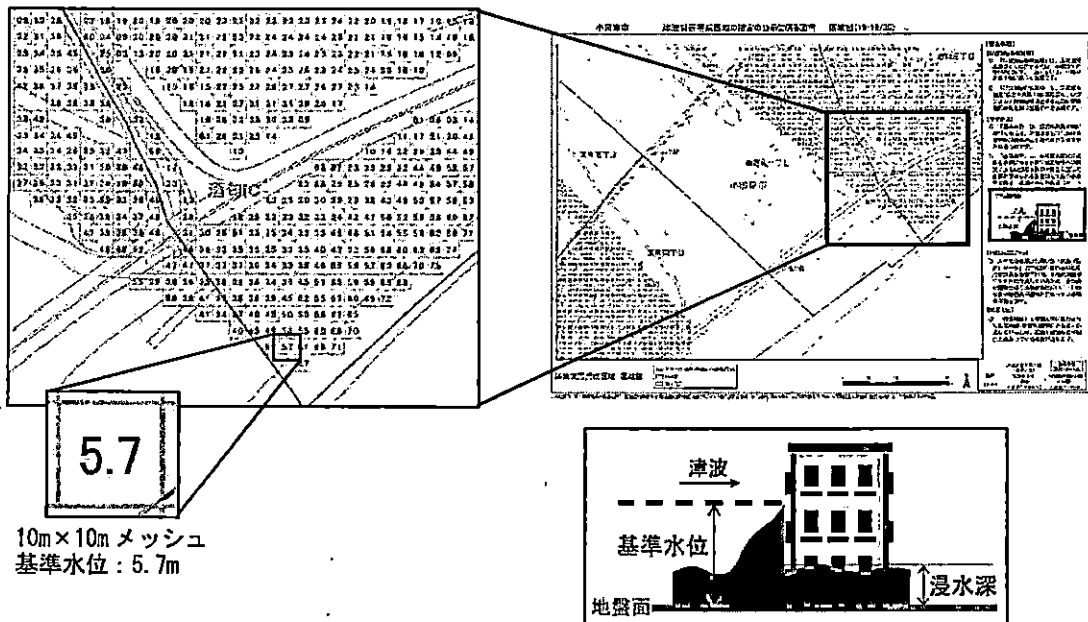
（参考）「津波浸水想定について」（県ホームページ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f532320/>



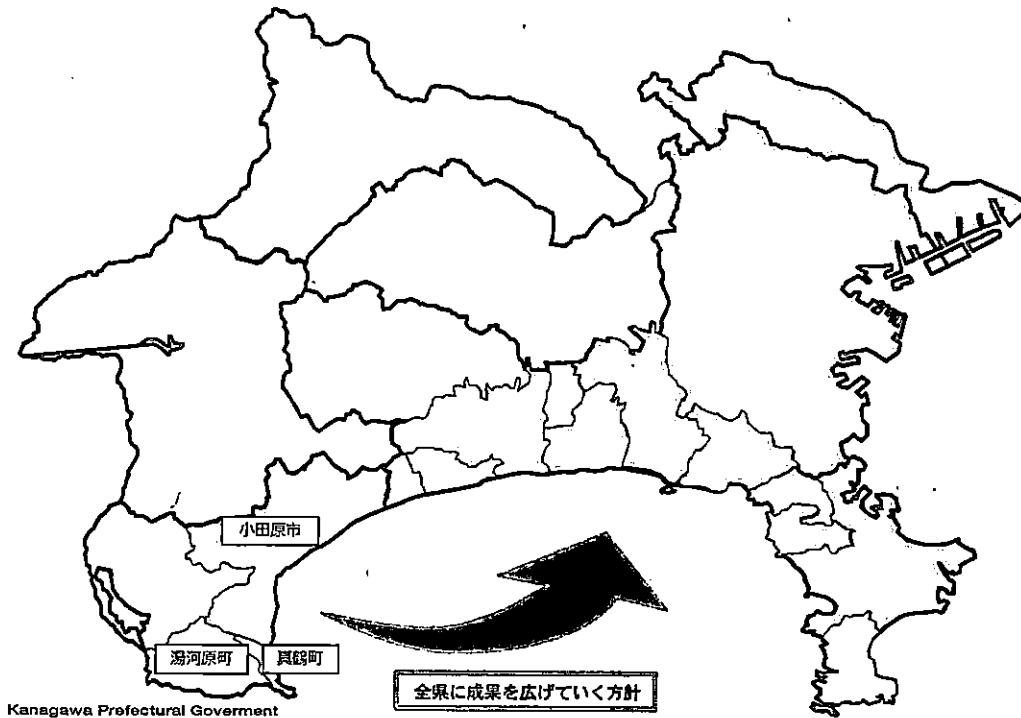
○ 津波災害警戒区域（法第53条）

小田原ブロックでは、津波浸水想定で設定した区域を警戒区域に指定します。警戒区域には、津波浸水想定で設定した浸水深に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した値を加えて定める「基準水位」を表示します。





今後の予定について



【令和元年12月24日】
○区域指定の実施
○県HPにて公示図書公表
○記者発表



【令和2年1月】
意向照会の実施



【令和2年1月～2月】
照会結果を基に個別調整



【令和2年3月】
来年度の区域指定の考えを決定
(津波対策推進会議の開催)